

新增設お申込みに関連する供給約款等の主な変更内容について（お知らせ）

日頃より、弊社事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社は、平成 25 年 2 月 20 日に電気料金の値上げを経済産業大臣に申請し、国の審査を受けておりましたが、8 月 6 日に認可をいただき、9 月 1 日から実施させていただくこととなりました。お客さまには多大なご負担をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げます。略式ではございますが、本資料にて、新增設お申込みに関連する供給約款等の主な変更内容（認可いただいた内容）について、改めてお知らせ申し上げますので、ご確認賜りますようお願い申し上げます。

記

1 主な変更内容等

- 定額電灯および公衆街路灯 A の適用範囲（供給方式）の変更
- 季節別時間帯別電灯の新規加入の停止
- 「ピークシフト型時間帯別電灯」（平成 25 年 7 月 1 日実施）の再周知
 - ※それぞれの内容については、2 頁目以降をご参照くださいませ。
 - ※なお、認可をいただいた料金改定内容につきましては、弊社ホームページでご確認いただけます。 <http://www.yonden.co.jp/>

2 お問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、お近くの弊社事業所（低圧契約担当）までお問い合わせください。

[徳島] 0120-564-552 [高知] 0120-410-430
[愛媛] 0120-410-452 [香川] 0120-410-761

以 上

「定額電灯」および「公衆街路灯A」の適用の範囲（供給方式）の変更について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社は、平成25年2月20日に電気料金の値上げを経済産業大臣に申請し、国の審査を受けておりましたが、このたび、認可をいただき、9月1日から実施させていただくこととなりました。皆さまには多大なご負担をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げます。

また、この度の料金改定にあわせまして、「定額電灯」および「公衆街路灯A」の適用の範囲（供給方式）を変更することといたしましたので、その概要についてお知らせいたします。

■ 変更点の概要

1. 定額電灯

- 改定前の供給約款では、契約負荷設備の総容量が400VA以下であって、供給方式が単相3線式の場合は、従量電灯Aを適用いたしますが、改定後の供給約款では、定額電灯を適用するよう変更いたします。

[変更前]

供給方式 総容量	単相2線式 (100Vまたは200V)	単相3線式 (100Vおよび200V)
400VA超過	従量電灯A	従量電灯A
400VA以下	定額電灯	従量電灯A*

[変更後]

供給方式 総容量	単相2線式 (100Vまたは200V)	単相3線式 (100Vおよび200V)
400VA超過	従量電灯A	従量電灯A
400VA以下	定額電灯	定額電灯

※ 供給約款等以外の供給条件「需要場所についての特別措置」により、既存の需給契約の需要場所（原需要場所）に、全量配線の認定発電設備等（太陽光発電設備など）を新たに設置する際に特例区域等を適用する場合に限り、定額電灯も適用可能。

(注) 契約負荷設備の総容量が400VA以下であっても、コンセントをご使用される場合は、従量電灯Aを適用いたします。

2. 公衆街路灯A

- 改定前の供給約款では、契約負荷設備の総容量が1kVA未満であって、供給方式が単相3線式の場合は、公衆街路灯Bを適用いたしますが、改定後の供給約款では、公衆街路灯Aを適用するよう変更いたします。

[変更前]

供給方式 総容量	単相2線式 (100Vまたは200V)	単相3線式 (100Vおよび200V)
1kVA以上	公衆街路灯B	公衆街路灯B
1kVA未満	公衆街路灯A	公衆街路灯B

[変更後]

供給方式 総容量	単相2線式 (100Vまたは200V)	単相3線式 (100Vおよび200V)
1kVA以上	公衆街路灯B	公衆街路灯B
1kVA未満	公衆街路灯A	公衆街路灯A

■ 実施日

平成25年9月1日受付分から実施いたします。

【お問い合わせ先】

四国電力株式会社事業所の低圧契約担当箇所までお問い合わせください。

〔徳島〕0120-564-552 〔高知〕0120-410-430
〔愛媛〕0120-410-452 〔香川〕0120-410-761

お電話でのお問い合わせ
受付時間／平日(月～金)
8:40～17:20
※土、日、祝日を除く

「季節別時間帯別電灯」の新規加入の停止について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社は、平成25年2月20日に電気料金の値上げを経済産業大臣に申請し、国の審査を受けておりましたが、このたび、認可をいただき、9月1日から実施させていただくこととなりました。皆さまには多大なご負担をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げます。

また、この度の料金改定にあわせまして、「季節別時間帯別電灯」は、平成27年3月31日をもって新規加入を停止するよう選択約款を変更することといたしましたので、お知らせいたします。

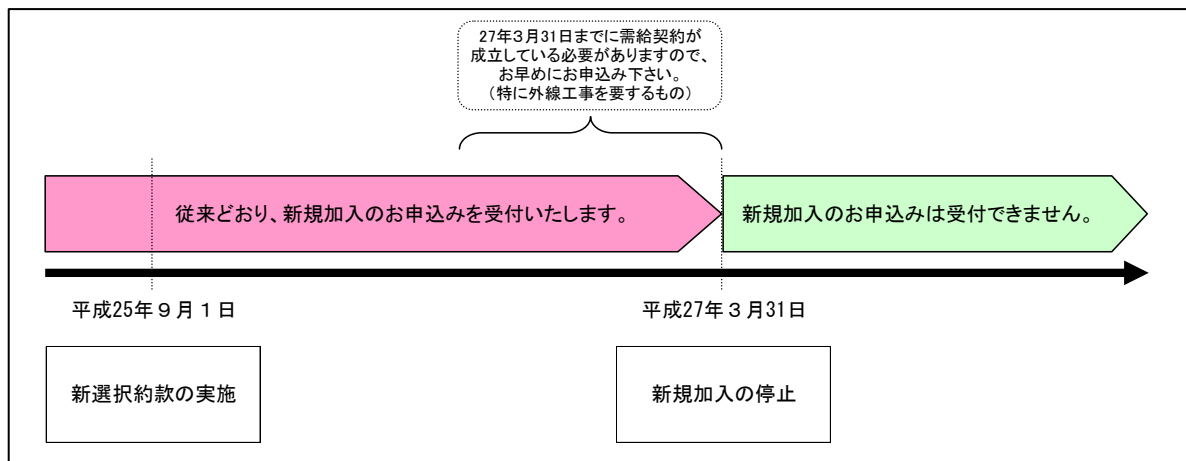
■ 新規加入停止の理由

- 当社では、平成27年度以降、スマートメーターを順次導入する予定としておりますが、これに伴い、これまで以上にきめ細かな料金設定が可能となることから、導入にあわせた新しい料金メニューについて検討を進めております。新しい料金メニューでは、需給状況に応じたきめ細かな料金設定を行うことにより、特定のピークシフト機器の有無にかかわらず、幅広いお客さまにご加入いただけるよう、取り組んでまいり所存です。
- こうした状況を踏まえ、夜間蓄熱式機器の保有を加入条件としており、またオール電化による附帯割引のある季節別時間帯別電灯については、平成27年3月31日をもって、新規加入を停止いたします。なお、平成27年3月31日までにご加入されているお客さまにつきましては、平成27年4月以降も引き続き当メニューをご利用いただけます。

■ 新規加入のお申込みについてのお願い

- 「季節別時間帯別電灯」への新規加入にあたっては、平成27年3月31日までに、お客さまの需給契約のお申込みを弊社が承諾し、需給契約を締結する必要があります。
- 需給契約の締結は、お申込み内容の確認および供給設備の設計等を経て行うため、お早めにお申込みいただきますよう、お願いいたします。

※ 外線工事を要する場合や、太陽光発電設備の設置を伴う場合などは、供給設備の設計等に日数を要しますので、特にお早めにお申込みいただきますようお願いいたします。



【お問い合わせ先】

四国電力株式会社事業所の低圧契約担当箇所まで
お問い合わせください。

〔徳島〕 0120-564-552 〔高知〕 0120-410-430
〔愛媛〕 0120-410-452 〔香川〕 0120-410-761

お電話でのお問い合わせ
受付時間／平日(月～金)
8：40～17：20
※土、日、祝日を除く

[平成25年7月1日から開始した新電気料金メニュー]

「ピークシフト型時間帯別電灯」のご案内について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社は、平成25年2月20日に電気料金の値上げを経済産業大臣に申請し、国の審査を受けておりましたが、このたび、認可をいただき、9月1日から実施させていただくこととなりました。皆さまには多大なご負担をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げます。

このたびは、平成25年7月1日から実施させていただいております選択約款メニュー「ピークシフト型時間帯別電灯」につきまして、料金値上げの内容を含め、改めてご案内いたします。

■制度の概要

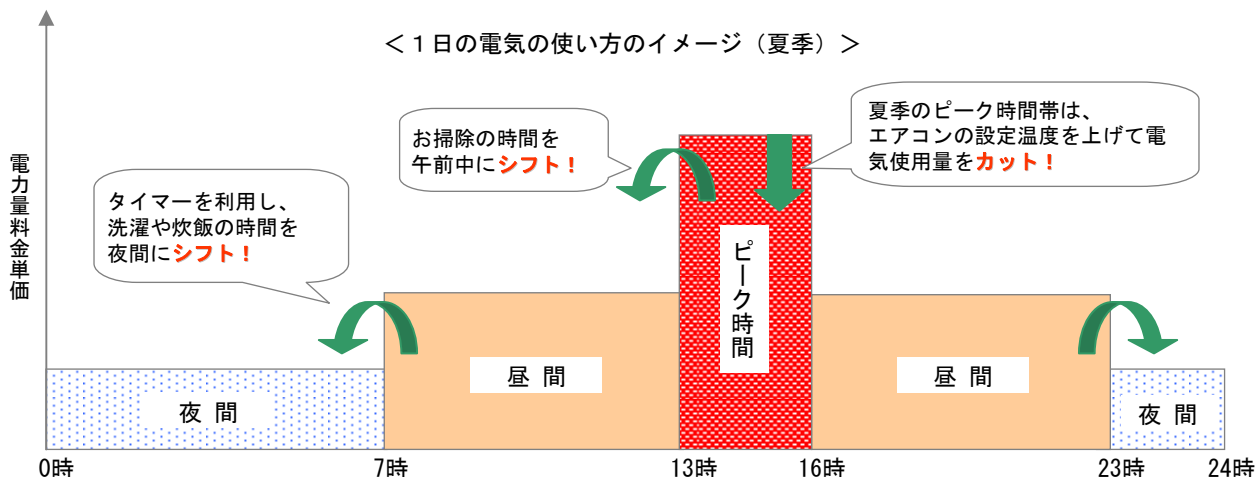
- 夏季（7月1日～9月30日）のピーク時間帯（13時～16時）の料金単価を割高に、夜間（23時～翌朝7時）の料金単価を割安に設定した料金メニューです。

区 分		単 位	旧単価 [円] (～H25. 8. 31)	新単価 [円] (H25. 9. 1～)	
基本 料金	最初の10kVAまで	1契約・1月	1,155.00	1,155.00	
	10kVA超過分	1kVA・1月	357.00	357.00	
電力量 料 金	ピーク時間（夏季[7月1日～9月30日]の13時～16時）		1kWh	50.93	54.26
	昼 間 〔ピーク時間および 夜間を除く〕	最初の90kWhまで	〃	19.35	20.48
		90kWhをこえ230kWhまで	〃	25.46	27.13
		230kWh超過分	〃	27.63	30.66
	夜間（23時～翌朝7時）		〃	8.69	10.73
通電制御型夜間蓄熱式機器割引額（機器容量1kVAにつき）			147.00	147.00	
5時間通電機器割引額（機器容量1kVAにつき）			210.00	210.00	

※燃料費調整単価、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価および太陽光発電促進付加金単価は含みません。

※全く電気をご使用にならない場合の基本料金および割引額は半額となります。

- 電気のご使用を、夏季のピーク時間帯から昼間や夜間に上手にシフトするなど、日々の電気の使い方を工夫いただくことで、ピーク時の節電や電気料金の節約ができます。



(裏面もご覧ください)

■「ピークシフト型時間帯別電灯」のご推奨例

- 電気のご使用を、夏季のピーク時間帯から他の時間帯に移行していただいたり、夏季のピーク時間帯のご使用量を減らしていただくなど、電気の使い方を工夫していただくことで電気料金の節約が可能です。

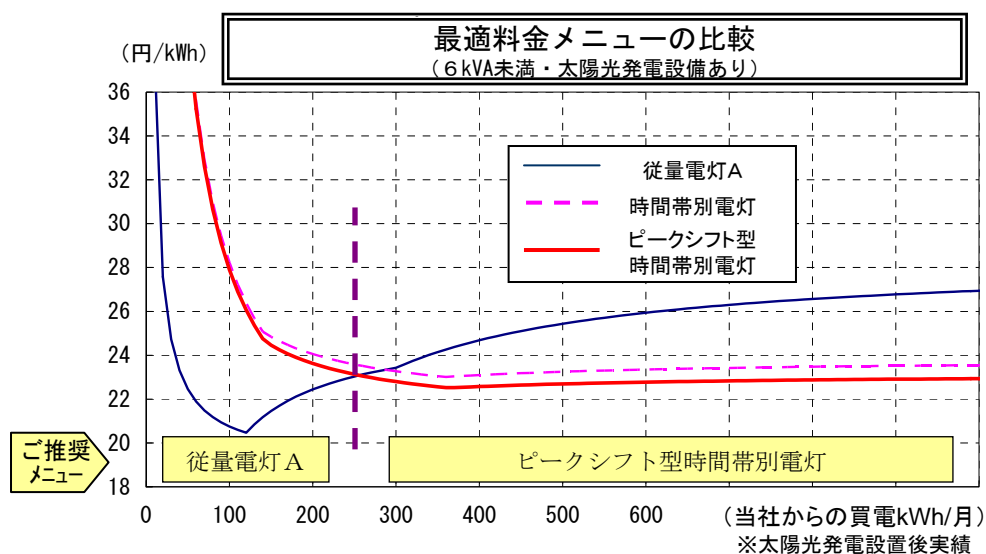
【ピークシフト型時間帯別電灯へのご加入をお奨めするケース】

- ・ 住宅に太陽光発電を設置されるケース（新築・増改築）で、太陽光発電設置後の月間電灯使用量が300kWh程度以上（太陽光発電設置前の月間電灯使用量が500kWh程度以上）のお客さまにお奨め

※太陽光発電により発電した電気を自家消費する分だけピーク時間や昼間時間の使用量が減少するため、電気料金がお安くなります。

- ・ オール電化住宅のお客さまには、季節別時間帯別電灯をお奨めいたします。

※季節別時間帯別電灯は平成27年3月31日をもって新規適用を終了いたします。



※標準的なモデルにもとづくメニューの比較となります。
(夜間率35%、夏季ピーク率0.8%)

■お取り扱い上の留意事項・お問い合わせ先

- ピークシフト型時間帯別電灯へご契約変更時には、計量器の取替工事が必要になりますが、お申込みが殺到した場合は、工事日程についてご希望にそえない場合がございますので、ご了承ください。
- 詳しくはお近くの弊社事業所までお問い合わせください。
なお、弊社ホームページでもピークシフト型時間帯別電灯への加入メリットをご試算いただけます。 <四国電力ホームページ> <http://yonden.co.jp>

【お問い合わせ先】

四国電力株式会社事業所の低圧契約担当箇所までお問い合わせください。

〔徳島〕 0120-564-552

〔高知〕 0120-410-430

〔愛媛〕 0120-410-452

〔香川〕 0120-410-761

お電話でのお問い合わせ
受付時間／平日（月～金）
8：40～17：20
※土、日、祝日を除く